

長崎県指定障害福祉サービス事業所等関係法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について (通知)

日頃より本県の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定にあたっては、年度ごとに届出が必要となりますので、令和 4 年度に算定される場合は、下記により関係書類をご提出ください。

なお、事務処理手順等については、別添の令和 3 年 3 月 2 5 日付け厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例に掲示について」をご参照いただきますようお願いいたします。

また、届出に係る通知書、提出書類の様式、参考資料を県ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

記

1. 対象者 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業所を運営する法人
2. 提出書類 別紙参照
3. 提出期限 **令和 4 年 4 月 1 5 日 (金) 必着**
4. 提出方法 郵送によりご提出ください。
5. 提出先 〒 8 5 0 - 8 5 7 0
長崎県長崎市尾上町 3 - 1
長崎県障害福祉課自立就労支援班
6. 留意事項 別紙参照

(参考：県ホームページ)

トップページ (組織で探す) > 福祉保健部 > 障害福祉課 > お知らせ(事業者用) > 各種調査 > 令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
長崎県障害福祉課自立就労支援班
TEL:095-895-2455 FAX:095-823-5082

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

(1) 提出期限

令和4年4月15日(金)必着(郵送又は窓口を持参)

窓口受付は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:45です。

4月又は5月から処遇改善加算等を取得する場合は、上記期限までに提出してください。

6月以降に取得する場合は、取得する月の前々月末日までが提出期限となります。

(2) 提出書類

書類	備考
障害福祉サービス等処遇改善計画書【別紙様式2-1】	<u>必須</u>
施設・事業所別個表【別紙様式2-2】	<u>必須</u>
施設・事業所別個表【別紙様式2-3】	必要な場合のみ
職員分類の変更特例に係る報告【別紙様式2-4】	必要な場合のみ
特別な事情に係る届出書【別紙様式4】	必要な場合のみ()
介護給付費等(障害児給付費)算定に係る体制等に関する届出書【様式第5号】	<u>必須</u>
介護給付費等(障害児給付費)算定に係る体制等状況一覧表	<u>必須</u>

提出する場合は、事前に県障害福祉課自立就労支援班までご連絡ください。

(3) 留意事項

- ・例年計画書提出後の不備修正等に多大な時間を要しているため、計画書作成にあたっては本通知や別添厚生労働省通知のほか、計画書様式の「はじめに」及び【記入上の注意】等をご確認いただき、内容を十分に理解した上で作成をお願いいたします。
- ・令和4年度より加算区分 及び 並びに特別加算を算定することはできません。
- ・別紙様式2-1の「6 届出に係る証拠資料について<共通>」に記載の各証明資料は、届出時の添付は不要ですが、法人事務所又は事業所において適切に保管してください。県障害福祉課又は県監査指導課より提出を求める場合もあります。
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算の「経験・技能のある障害福祉人材の考え方」について、厚生労働省通知に基づき「基本の10年以上の勤務年数がなくても業務や技能等を勘案して対象とする」場合は、根拠となる能力評価や等級システム等の資料提出を求めることがあります。